

令和7月1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (25443)
地域名 (地域内農業集落名)	八重練 (八重練)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状地域内の農地は、7名の農業者が耕作している。うち3名の方は彦根市在住の農業者で、うち1名の方が地域の担い手として積極的に地域での耕作面積を拡大されている。
また、耕作を希望されない土地については、自己保全田として集落が除草して保全管理している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業の活性化やハウス園芸が推進できるよう地域で支援し、自己保全農地の減少に努める。
さらに集落が一体となり農用地の保全活動を進める体制づくりに取り組んでいく。また、地域外から希望する認定農業者を受け入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

八重練における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、彦根市在住農家に農地が集約するように取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
八重練向河原の農用地(2筆0.5ha) 八重練朝原の農用地(2筆0.4ha) 八重練竹ヶ下の農用地(2筆0.8ha) 八重練上フケの農用地(5筆0.6ha) の担い手を確保できるようにする。
(3)基盤整備事業への取組方針
検討中
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
検討中
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻病虫害防除は、継続して東びわこ農協に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害防止策により被害の低減を図っている。
⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業により地域農業の保全活動を行う。